福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊17）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市事務分掌規則等の一部改正（第48号）……1

○福岡市収入証紙条例施行規則の一部改正（第49号）……19

○福岡市障がい児通所給付費等の支給に関する規則の一部改正（第50号）……22

○福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部改正（第51号）……23

○博多港入港料条例施行規則の一部改正（第52号）……25

○福岡市営渡船条例施行規則の一部改正（第53号）……25

○福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部改正（第54号）……26

○福岡市火薬類取締法施行細則の一部改正（第55号）……27

訓　　令

○特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（第４号）……28

規　　則

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第48号

福岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

（福岡市事務分掌規則の一部改正）

第１条　福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「施設第３係」を「施設第３係　施設第４係」に改め、同条第５項中「女性活躍推進課」を「困難女性支援係　女性活躍推進課」に改め、同条第６項中「地域支援事業係」を削り、「虐

待・ＤＶ対策係」を「児童虐待対策係」に、「事業企画係
施設調整係」を「利用者支援係」に、

「利用調整係」を「入所調整係
事業調整課
施設調整係
地域支援事業係」に改め、同条第７項中「推進係」を

「推進係
ユマニチュード推進部
ユマニチュード推進課
ユマニチュード推進係　に、「生活自立支援課」を「生活支援課」に、
認知症支援課
認知症支援係
普及啓発推進係」

「給付・認定係」を「生活支援係」に、「バリアフリー推進係」を

「バリアフリー推進係
地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係
地域包括支援センター係
高齢者権利擁護係
介護予防係」に改め、「地域包括ケア推進課
地域包括ケア推進係
地域包括支援センター係　及び
高齢者権利擁護係
介護予防係」

「認知症支援課
認知症支援係
普及啓発推進係」を削り、「施設管理係」を「施設管理係
雇用促進係」に改め、同条第８項中

「健康増進課」を「地域保健課」に改め、「感染症対策部
感染症対策課
企画調整係」を削り、

「食品衛生係」を「健康危機管理部
健康危機管理課」に改め、同条第９項中「広報啓発係」を削

り、「自然活動支援係」を「博多湾環境保全係」に、

「建設係
調整係
設備係
建築係
西部埋立係
西部水処理係」を「調整係
建設係
建築係」に改め、同条第10項中「雇用啓発係
人材企画係」を「就労支援係」

に、「創業・立地推進部」を「創業推進部」に、「　創業拠点係
企業誘致課　を
立地支援係」

「　創業・大学連携課
　創業拠点係
　産学連携係
　大学連携係
　企画連携課
　第１係
　第２係
　新産業振興部　」

に、「　新産業振興係
　新産業創造係
　産学連携課
　国際経済・コンテンツ部」を

「　情報関連産業係
　新産業支援係
　コンテンツ振興課
　クリエイティブ係
　エンターテインメント係
　フィルムコミッション係
　デジタルコンテンツ係
　映像事業第１係
　映像事業第２係
　投資交流推進部
　企業誘致課
　立地支援係　」

に改め、「コンテンツ振興課
　クリエイティブ係
　エンターテインメント係
　フィルムコミッション係
　デジタルコンテンツ係
　映像事業第１係
　映像事業第２係
　まつり振興課
　まつり振興係
　にぎわい振興係　」

を削り、

「文化振興部」を「文化まつり振興部」に、「　文化施設係」を「　文化施設係
まつり振興課
まつり振興係
にぎわい振興係」

に改め、同条第11項中「財務係」を「財務係
会計係」に改め、同条第12項中「開発調整係」を

削り、「　推進第２係
整備課　」を「　推進第２係
推進第３係
整備課　」に改め、同条第13項中

「　第１係
　第２係
　第３係
　西部道路課
　第１係　を「　建設第１係
　建設第２係
　建設第３係
　改築係
　西部道路課　に改め、

第２係	建設第１係
第３係	建設第２係
雑餉隈連続立体交差課	建設第３係
事業推進係　」	改築係　」

同条第14項中「港営第２係」を「港営第２係 港営第３係」に改め、「事業企画係」及び「事業第３係」を削る。

第７条第４項に次の１号を加える。

⑹　会計検査院が実施する検査に係る主管課及び受検課との連絡調整に関すること。

第16条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　個人の県民税及び県宿泊税（福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）附則第６項に規定する県宿泊税をいう。以下同じ。）の払込みに係る報告事務に関すること。

第16条第４項第３号を次のように改める。

⑶　個人の県民税及び県宿泊税の払込みに関すること。ただし、納税企画課の所管に係るものを除く。

第18条第３項第３号ただし書中「、区役所及び消防局」を「及び区役所」に改める。

第21条第３項第５号中「地域交流センター」の次に「の管理運営」を加え、「（施設整備を除く。）」を削り、同条第４項第７号ただし書中「博物館法」の次に「（昭和26年法律第285号）」を加える。

第24条第１項中第５号を第９号とし、第４号の次に次の４号を加える。

⑸　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）に基づく施策の総合的な企画及び調整に関すること。

⑹　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性自立支援施設の指導に関すること。

⑺　婦人相談及び婦人保護に関すること。

⑻　配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に関すること。

第28条第３項中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号を第４号とする。

第28条の２第１項中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号を第９号とし、第11号を第10号とし、第12号及び第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号から第18号までを３号ずつ繰り上げる。

第29条第１項第２号から第７号までを削り、同項第８号中「認定こども園法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律

第77号。以下「認定こども園法」という。）」に改め、同号を同項第２号とし、同項中第９号から第13号までを６号ずつ繰り上げ、同条中第４項を第５項とし、第３項に次の２号を加える。

(3)　認可外保育施設の研修に関すること。

(4)　認可外保育施設の助成に関すること。

第29条中第３項を第４項とし、第２項第５号及び第６号を削り、同項第７号ただし書中「事業企画課」を「事業調整課」に改め、同号を同項第５号とし、同項第８号ただし書中「運営支援課」を「事業調整課」に改め、同号を同項第６号とし、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　事業調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　児童福祉法に基づく保育所及び家庭的保育事業等の整備に関すること。

(2)　社会福祉法に基づく法人の認可（保育所及び幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）に関すること。

(3)　私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく法人の認可（幼保連携型認定こども園に係るものに限る。）に関すること。

(4)　認定こども園法に基づく認定こども園の整備に関すること。

(5)　市立保育所の維持管理に関すること。

(6)　地域における子育て支援に関すること。

(7)　ファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(8)　当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

第31条の２第１項に次の１号を加える。

(12)　生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること（子どもの健全育成支援事業に係るものに限る。）。

第31条の２第２項中「生活自立支援課」を「生活支援課」に改め、同項第１号を次のように改める。

(1)　生活困窮者自立支援法に関すること。ただし、保護課の所管に係るものを除く。

第31条の２第２項中第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

(3)　孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第45号）に関すること。

(4)　社会福祉法に基づく包括的な支援体制に関すること。

第31条の２に次の１項を加える。

４　地域包括ケア推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　地域包括支援センターに関すること。

(2)　地域包括ケアに関すること。

(3)　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者の成年後見制度に関すること。

(4)　老人福祉法に基づく老人保護措置に関すること。ただし、事業者指導課の所管に係るものを除く。

(5)　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関すること。

(6)　介護予防に関すること。

(7)　高齢者の在宅保健福祉に関すること。ただし、高齢福祉課及び保健医療局の所管に係るものを除く。

(8)　地域包括ケア等に係る区役所所掌事務の連絡調整に関すること。

第31条の２を第31条の３とし、第31条の次に次の１条を加える。

（ユマニチュード推進部の分掌事務）

第31条の２　ユマニチュード推進課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　ユマニチュードの推進に係る総合的な企画、調整及び広報啓発に関すること。

２　認知症支援課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　認知症の人及びその家族の支援に関すること。

(2)　認知症の理解促進に関すること。

(3)　認知症施策の推進に関すること。ただし、事業者指導課及び保健医療局の所管に係るものを除く。

第32条中第２項を削り、第３項を第２項とし、同条第４項第１号ただし書中「総務企画部、生活福祉部及び障がい者部」を「局内の他の部」に改め、同項第３号ただし書中「地域包括ケア推進課及び」を「局内の他の部、部内の他の課及び」に改め、同項第５号ただし書中「部内」を「局内の他の部及び部内」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を削り、第６項を第４項とする。

第35条第２項に次の２号を加える。

(5)　福岡市健康づくりサポートセンターの管理運営に関すること。

(6)　福岡100プロジェクトの推進に関すること。ただし、局内の他の部、部内の他の課及び福祉局の所管に係るものを除く。

第35条第４項中第６号及び第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を第７号とする。

第35条の２第１項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号を削り、第９号を第７号とし、第10号を第８号とし、同条第２項第４号ただし書中「感染症対策部感染症対策課」を「健康危機管理部健康危機管理課」に改め、同条第３項中「健康増進課」を「地域保健課」に改め、同項中第６号を削り、第７号を第６号とし、同項第８号中「健康増進」を「当該課所掌事務」に改め、同号を同項第９号とし、同項第６号の次に次の２号を加える。

(7)　生活習慣病重症化予防の推進に関すること。

(8)　保健師業務の統括に関すること。

第35条の３を削り、第35条の４を第35条の３とし、第２章第２節第６款の２中同条の

次に次の１条を加える。

（健康危機管理部の分掌事務）

第35条の４　健康危機管理課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。

(2)　感染症健康危機管理に関すること。

(3)　新型コロナウイルス感染症の予防及び医療に関すること。ただし、健康医療部保健予防課の所管に係るものを除く。

(4)　感染症予防計画に関すること。

(5)　保健統計に関すること。

(6)　保健所との総合的な連絡調整に関すること。ただし、こども未来局の所管に係るものを除く。

(7)　保健所関係業務に関すること。

第37条第２項中第３号から第６号までを削り、第７号を第３号とし、第８号を第４号とする。

第41条第１項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

(4)　当該局の所管する工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、施設課の所管に係るものを除く。

第41条第１項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とし、第８号及び第９号を削り、第10号を第６号とし、第11号を第７号とし、第12号を第８号とし、同条第２項第１号及び第２号を次のように改める。

(1)　一般廃棄物処理施設及び汚水処理場の建設計画に関すること。ただし、西部工場再整備課の所管に係るものを除く。

(2)　当該局の所管に係る施設の設備工事の施行に関すること。ただし、西部工場再整備課の所管に係るものを除く。

第41条第２項第３号中「の中間処理施設」を「処理施設」に改め、同項第５号及び第６号を削り、同条第３項第１号中「及び解体」を削り、同条第４項第１号から第５号までを次のように改める。

(1)　当該部の所管に係る施設の設置に係る地元との連絡調整に関すること。

(2)　当該局の所管に係る施設の建設計画に関すること。ただし、工場整備課及び西部工場再整備課の所管に係るものを除く。

(3)　当該局の所管に係る施設の土木・建築工事の施行に関すること。ただし、西部工場再整備課の所管に係るものを除く。

(4)　当該局の所管する工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、最終処分場に係るものに限る。

(5)　福岡方式の技術に係る相談及び助言に関すること。

第41条第４項第６号及び第７号を削る。

第43条第２項中第６号を削り、第７号を第６号とし、同条第３項中第９号を第10号とし、第８号の次に次の１号を加える。

(9)　福岡市中小企業従業員福祉協会との連絡調整に関すること。

第44条の見出しを「（創業推進部の分掌事務）」に改め、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　創業・大学連携課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　創業拠点の形成に関すること。

(2)　産学連携の推進に関すること。

(3)　産学連携交流センターの運営に関すること。

(4)　旧産学官連携施設の維持管理に関すること。

(5)　大学連携の推進に関すること。

(6)　九州大学学術研究都市推進機構との連絡調整に関すること。

３　企業連携課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　公民連携ワンストップ窓口mirai@の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

(2)　民間提案の実現に向けた調整に関すること。

第44条第４項を削る。

第45条の見出しを「（新産業振興部の分掌事務）」に改め、同条第１項を次のように改める。

新産業振興課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　情報関連産業の振興に関すること。

(2)　九州先端科学技術研究所との連絡調整に関すること。

(3)　その他先端科学技術を活用した産業の振興に関すること。

第45条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を削り、同条の次に次の１条を加える。

（投資交流推進部の分掌事務）

第45条の２　企業誘致課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　国内外の企業誘致に関すること。

(2)　外国企業及び経済関係機関とのネットワーク構築に関すること。

(3)　国内外の企業の立地促進に係る総合的な企画及び調整に関すること。

２　海外ビジネス支援課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。

(2)　企業の海外ビジネスの促進に関すること。

(3)　福岡貿易会との連絡調整に関すること。

(4)　部内の他の課の主管に属しないこと。

３　国際経済企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。

⑴　国際貢献を通したビジネス展開に関すること。

第46条の２の見出しを「（文化まつり振興部の所掌事務）」に改め、同条第１項第６号を次のように改める。

⑹　ミュージアムの連携推進に関すること。

第46条の２に次の１項を加える。

３　まつり振興課の分掌する事務は、次のとおりとする。

⑴　祭り振興に関すること。

⑵　屋台の効用の活用に関すること。

第50条第１項中第５号を第９号とし、第４号の次に次の４号を加える。

⑸　集落排水事業に係る企業債に関すること。

⑹　集落排水事業に係る会計伝票及び付属書類の審査に関すること。

⑺　集落排水事業に係る現金及び有価証券の出納並びに保管その他の会計事務に関すること。

⑻　集落排水事業に係る財政収支計画に関すること。

第50条第２項第７号中「油山牧場」の次に「、油山市民の森」を加え、同条第４項第11号中「林道の」の次に「維持」を加え、同項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、同項に次の１号を加える。

⒂　花粉発生源対策に関すること。

第52条中「第60条」を「第60条の２」に改める。

第56条第４項第４号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第57条第１項第16号を次のように改める。

⒃　住宅市街地総合整備事業の実施等に関すること。

第57条第３項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とする。

第63条第４項第８号を削る。

第65条第１項第５号中「会計検査等」を「当該局の会計検査等」に改め、同項中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　会計検査院が実施する検査に係る主管課及び受検課の検査対応の支援に関すること。

第65条第２項第１号ア中「及び舗装補修」を削り、同号に次のように加える。

カ　橋梁耐震補強に係る工事の施行に関すること。

キ　橋梁、トンネル、アンダーパス等のアセットマネジメントに係る補修工事の施行に関すること。

第65条第２項に次の１号を加える。

⑵　雑餉隈連続立体交差事業に関すること。

第65条第３項第１号ア中「及び舗装補修」を削り、同号に次のように加える。

カ　橋梁耐震補強に係る工事の施行に関すること。

キ　橋梁、トンネル、アンダーパス等のアセットマネジメントに係る補修工事の施行に関すること。

第65条第３項第２号及び第３号を削り、同条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項から第８項までを１項ずつ繰り上げる。

第69条第２項第２号を削る。

第76条第２項に次の１号を加える。

⑹　アイランドシティはばたき公園の使用及び管理に関すること。

第93条第４項中「、ＩＣＴ推進係長」を削り、「システム刷新係長」の次に「、ＤＸ戦略係長、サービスデザイン係長」を加え、「、産学連携係長」を削る。

第96条中「こども相談第２係」を「こども相談第２係
こども連携係　」に改める。

第97条中「収納係
滞納整理係」を「収納・滞納整理係」に、「道路下水道維持係
公園係　」を「公園係」に、「こども相談第２係」を「こども相談第２係
こども連携係　」に、「　保護係」を「　保護係
支援調整課　
支援調整係」に改める。

第98条中「収納係
滞納整理係」を「収納・滞納整理係」に、「こども相談係」を「こども相談係
こども連携係」に改める。

第99条中「収納係
滞納整理係」を「収納・滞納整理係」に、「こども相談第２係」を「こども相談第２係
こども連携係　」に改める。

第100条中「こども相談係」を「こども相談係
こども連携係」に改める。

第101条中「収納係
滞納整理係」を「収納・滞納整理係」に、「こども相談第２係」を「こども相談第２係
こども連携係　」に改める。

第102条中「こども相談第２係」を「こども相談第２係　こども連携係　」に改める。

第113条第１項第８号ただし書を削る。

第114条中第10項を第11項とし、第９項を第10項とし、第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　支援調整課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　福祉に係る区役所所掌事務及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2)　博多区福祉の総合相談窓口の運営に関すること。

第118条第１項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げ、第６号を削り、第７号を第５号とする。

第157条第３項の表環境局施設部の部中「クリーンパーク・東部」を「埋立管理事務所」に、「福岡市東区蒲田五丁目」を「福岡市西区今津」に改める。

第159条中第１項中「家庭移行支援係」を「自立支援係」に改め、同条第２項こども相談企画課の分掌事務第２号中「子どもに係る相談に関する」を「こども総合相談センターに係る」に改め、同項こども支援第１課の分掌事務第３号中「家庭復帰等」を「自立等」に改め、同項教育相談課の分掌事務第１号及び第２号中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第165条第１項中「総務係　企画・食肉市場係」を「総務企画係　食肉市場係」に改め、同条第２項市場課の分掌事務第６号中「福岡市中央卸売市場金融資金等」を「福岡市中央卸売市場金融資金」に改め、同項同課の分掌事務第14号中「他の課及び」を削る。

第169条第１項中「相談啓発係」を「相談指導係　教育啓発係」に改める。

第183条第１項中「資源化センターを」を「センターを」に改め、同条第２項第１号から第３号までを次のように改める。

(1)　西部工場及び西部資源化センターにおける廃棄物の焼却処理及び破砕処理に関すること。

(2)　西部工場、西部資源化センター及びその付帯施設の維持管理に関すること。

(3)　小呂島生ごみ処理場の維持管理及び運営に関すること。

第184条第１項中「技術係」を「技術係　東部資源化センター」に改め、同条第２項第１号及び第２号を次のように改める。

(1)　臨海工場及び東部資源化センターにおける廃棄物の焼却処理及び破砕処理に関すること。

(2)　臨海工場、東部資源化センター及びその付帯施設の維持管理に関すること。

第184条第２項第３号中「の汚泥再生処理」を「及び玄界島焼却場の維持管理及び運

営」に改め、同項中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第185条の見出しを「（埋立管理事務所）」に改め、同条第１項中「クリーンパーク・東部」を「埋立管理事務所」に、「施設係」を「西部埋立係／西部水処理係」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「クリーンパーク・東部」を「埋立管理事務所」に改め、同項第１号及び第２号を次のように改める。

⑴　埋立場及び汚水処理場に係るごみ、燃えがら等の埋立処分に関すること。

⑵　埋立場、汚水処理場及びその付帯施設の維持管理に関すること。

第185条第２項中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とする。

第188条第２項第１号中「及び」の次に「動植物園の」を加える。

第189条第１項中「運営係／植物企画係」を「花みどり係／企画広報係」に改め、同条第２項第１号中「植物園」を「南公園（動物園を除く。）」に、「運営」を「動植物園の企画・広報」に改め、同項第２号中「植物園」を「南公園（動物園を除く。）」に改め、同項第３号及び第４号を削る。

第201条第１項第４号中「家庭動物啓発センター、西部資源化センター」の次に「、東部資源化センター」を、「西部資源化センター所長とし」の次に「、東部資源化センターにあっては東部資源化センター所長とし」を加える。

別表第１総務企画局の部企画調整部の項中「14」を「12」に、「24」を「19」に改める。

別表第２総務企画局ＤＸ戦略部システム刷新課の項中「４」を「５」に改め、同表総務企画局ＤＸ戦略部サービスデザイン課の項中「３」を「２」に改め、同表経済観光文化局創業・立地推進部企業誘致課の項中「創業・立地推進部」を「投資交流推進部」に改め、同表経済観光文化局創業・立地推進部産学連携課の項を削り、同表経済観光文化局文化財部埋蔵文化財課の項中「文化財部」を「文化財活用部」に改める。

別表第３を次のように改める。

別表第３

１　特命担当の部長

所属		特命事項	数
総務企画局	ＤＸ戦略部	サービスデザイン	1
総務企画局		働き方ＤＸ推進	1
総務企画局	企画調整部	国家戦略特区等推進	1
		事業調整	1
総務企画局		水資源対策	1

福祉局	生活福祉部	調整給付	1
住宅都市局		交通ネットワーク	1
住宅都市局	九大まちづくり推進部	イノベーション推進・Smart　EAST	1

2　特命担当の課長

所属			特命事項	数
総務企画局	行政部	法制課	審理員	1
	ＤＸ戦略部		サービスデザイン	1
総務企画局			働き方ＤＸ推進	9
			水資源対策	1
財政局	財産有効活用部		ふくおか応援寄付推進	1
	税務部		税務システム刷新	1
市民局	総務部		政策調整	1
			区庁舎	1
	防災・危機管理部	防災企画課	危機管理	1
こども未来局	子育て支援部	指導監査課	保育指導等	1
		こども発達支援課	事業所指定・指導	1
福祉局	総務企画部		福岡100推進	1
	生活福祉部		臨時特別給付金	1
			調整給付	1
環境局	環境政策部		環境経営推進	1
経済観光文化局	創業推進部		グローバルスタートアップ推進	1
	新産業振興部		水素推進	1
	投資交流推進部		国際金融機能誘致	1
	観光コンベンション部		ＭＩＣＥ施設整備	1
	文化まつり振興部		アートのまちづくり推進	1
	文化まつり振興部	まつり振興課	屋台の魅力向上	1
農林水産局	総務農林部		イノシシ等地域営農対策	1
	水産部		海業推進	1
住宅都市局			交通ネットワーク	3

住宅都市局	地域まちづくり推進部	大規模民間開発調整	1
	都心創生部	ウォーターフロントまちづくり推進	2
	九大まちづくり推進部	イノベーション推進・Smart　EAST	1
	一人一花推進部	事業推進	1
港湾空港局	総務部	財産活用	1

3　主査

所属			特命事項	数
市長室	広報戦略室	広報戦略課	シティプロモーション	1
		広報課	情報プラザ	1
		報道課	情報収集	1
総務企画局	行政部	法制課	行政不服審査統括	1
			審理員	1
		行政マネジメント課	業務効率化	1
			行政事務センター	1
	ＤＸ戦略部	情報システム課	標準化	1
			公共施設案内・予約システム刷新	1
総務企画局			働き方ＤＸ推進	3
			水資源対策	1
総務企画局	国際部	国際政策課	アジア太平洋都市サミット	1
		国際交流課	姉妹都市交流	1
			国際交流推進	1
	人事部	人事課	システム刷新	1
財政局	財産有効活用部		事業運営	1
			事業企画	1
	財産有効活用部	財産管理課	本庁舎改修	1
	税務部		収滞納システム	1
			所得課税システム	1

			資産課税システム	1
	税務部	納税企画課	徴収マネジメント	1
	アセットマネジメント推進部	施設建設課	大規模施設	1
		設備課	防災設備整備	1
市民局	総務部		政策調整	1
			区庁舎	1
	総務部	戸籍住民課	事業推進	1
			マイナンバーカード交付センター	1
	コミュニ ティ推進部	公民館支援課	公民館等事業調整	1
		生涯学習課	社会教育	1
	生活安全部	防犯・交通安全課	事業調整	1
	スポーツ推進部	スポーツ推進課	事業推進	1
		スポーツ施設課	事業調整	1
こども未来局	こども健やか部	こども健やか課	事業推進	1
			母子保健システム	1
		こども見守り支援課	こどもの見守り等	2
			こども貧困対策	1
	子育て支援部	運営支援課	子ども子育て支援システム	1
		事業調整課	保育所多機能化	1
		こども発達支援課	児童発達支援環境整備	1
			利用環境検討	1
			南部療育センター整備	1
福祉局	総務企画部		福岡100推進	1
	ユマニチュード推進部	認知症支援課	活躍推進	1
	生活福祉部	生活支援課	包括支援推進	1
		地域福祉課	買い物等支援推進	1
	生活福祉部		総務	1
			業務	1
			事業推進	1

			システム	1
			総務	1
			業務	1
			事業推進	1
			システム	1
	高齢社会部	介護保険課	介護認定調整	1
			重度化防止推進	1
			介護保険システム刷新	1
		事業者指導課	指導調整	1
			高齢者・地域福祉システム刷新統括	1
	障がい者部	障がい企画課	工賃向上	1
保健医療局	総務企画部	保健医療政策課	事業推進	1
		病院事業課	市民病院のあり方検討	1
			市民病院施設検討	1
	健康医療部	地域医療課	災害医療	1
			医薬務業務推進	1
		地域保健課	地域保健推進	1
	健康危機管理部	健康危機管理課	企画調整	1
			新型コロナウイルスワクチン接種	1
			企画管理	1
環境局	環境政策部	環境政策課	福岡方式普及促進	1
	環境政策部		環境経営推進	1
			広報啓発	1
	脱炭素社会推進部	脱炭素社会推進課	地域脱炭素推進	1
	環境監理部	環境調整課	生物多様性	1
	循環型社会推進部	計画課	プラスチック分別収集導入	1
		ごみ減量推進課	事業調整	1
	施設部	西部工場再整備課	環境対策	1
		施設課	福岡方式技術指導	1

経済観光文化局	総務・中小企業部	地域産業支援課	商店街地域観光連携	1
	創業推進部	創業支援課	創業企画	1
		企業連携課	企画調整	1
	創業推進部		海外拠点連携・交流	2
			企画調整	1
	新産業振興部		水素推進	1
			モビリティ推進	1
			基盤計画	1
			設備計画	1
	投資交流推進部		国際金融機能誘致	1
			国際金融機能強化	1
	観光コンベンション部	観光マーケティング課	広域観光促進	1
		クルーズ課	受入調整	1
	観光コンベンション部		ＭＩＣＥ施設整備	3
	文化まつり振興部		アートのまちづくり推進	2
	文化まつり振興部	文化施設課	拠点文化施設整備	1
			拠点文化施設管理・運営	1
	文化財活用部	史跡整備活用課	福岡城跡等復元整備	1
	ボートレース事業部	経営企画課	ボートレースパーク化推進	1
農林水産局	総務農林部	政策企画課	油山市民の森等リニューアル	1
			農林水産関連ビジネス	1
	総務農林部		イノシシ等対策	1
			担い手育成	1
			地域計画	1
	総務農林部	森づくり推進課	木材利用促進	1
	水産部	水産振興課	養殖推進	1
		漁港課	海づり公園整備調整	1
	水産部		計画	1
			推進	1

住宅都市局	総務部	企画課	事業推進	1
	都市計画部	交通計画課	鉄道事業調整	1
			生活交通推進	1
住宅都市局			企画調整	1
住宅都市局	住宅部	住宅建設課	用地整備	1
		住宅運営課	入居制度等検討	1
	地域まちづくり推進部	地域計画課	七隈線沿線まちづくり	1
		跡地計画課	博多部まちづくり	1
	地域まちづくり推進部		大規模民間開発調整	1
	都心創生部	都心事業推進課	都市再生事業	1
	九大まちづくり推進部	Smart EAST基盤計画課	環境対策調整	1
	九大まちづくり推進部		イノベーション推進・Smart EAST	3
	公園部	政策課	プロジェクト推進	1
		活用課	都心の森1万本プロジェクト推進	1
	一人一花推進部		事業推進	2
道路下水道局	総務部	政策調整課	国際展開推進	1
	管理部	下水道管理課	排水指導	1
	計画部	下水道計画課	下水道主要施設再構築	1
	建設部	中部下水道課	合流改善	1
	下水道施設部	施設調整課	エネルギー対策	1
港湾空港局	総務部		財産活用	2
	港湾振興部	港営課	施設老朽化対策	1
			港湾施設適正利用推進	1
	港湾計画部	計画課	カーボンニュートラルポート形成	1
	港湾建設部	施設課	船舶建造	1

別表第4中「、産学連携係長」を削る。

別表第6　1　特命担当の課長の表中こども総合相談センターの項の次に次のように加える。

アジア美術館	魅力向上検討	1

別表第６　２　主査の表を次のように改める。

所属		特命事項	数
こども総合相談センター	教育相談課	教育相談	3
アジア美術館		魅力向上施設検討	1
		魅力向上運営検討	1
博物館	運営課	大規模改修等	1
		リニューアル事業	1
	学芸課	教育普及	1
	市史編さん室	事業普及	1
		市史編さん	1
中央卸売市場	市場課	食肉市場更新検討	1
中央卸売市場		市場整備	3
動物園		企画広報	1
		経営	1
植物園		拠点推進	1
西部水処理センター		新西部高度処理	1

（福岡市食育推進会議条例施行規則の一部改正）

第２条　福岡市食育推進会議条例施行規則（平成18年福岡市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第６条中「健康増進課」を「地域保健課」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第49号

福岡市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市収入証紙条例施行規則（昭和39年福岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「別表第１の17の項」を「別表第１の19の項」に改め、同号エ中「創業・立地推進部」を「創業推進部」に改める。

第６条第１項中「証紙の印刷に際して」を「会計室長は、証紙を印刷するとき」に改め、同条第２項中「期間中」を「期間中は」に改め、同条に次の１項を加える。

３　監視者は、証紙の印刷後、速やかに原版を会計室長に返還しなければならない。

第７条中「並びに原版及び証紙の引き渡し」を削り、「の検査を受け、会計管理者」を「を検査し、収入証紙印刷調製検査報告書兼引渡書（様式第１号）を添えて会計管理者」に、「様式第１号」を「様式第１号の２」に改める。

第８条中「は、証紙」を「は、前条の規定による証紙の引き渡しを受けたときは、厳重に証紙」に、「を備えて」を「に」に改める。

第14条に次の１項を加える。

３　売りさばき人は、業務を廃止したとき、又は指定を取り消されたときは、第16条の規定に基づき証紙を返還して現金の還付を受けることができる。ただし、当該還付に係る証紙の額面金額の総額から、当該証紙について第12条の規定により交付した売りさばき手数料の額に相当する額を控除した額を還付するものとする。

第16条第１項中「証紙を買い受けた者は、証紙」を「条例第８条ただし書の規定に基づき、証紙を買い受けた者が証紙」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　条例第８条ただし書の市長がやむを得ないと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、他に買い受けた証紙により使用料又は手数料を納付する見込みがないときとする。

(1)　収入印紙又は他の地方公共団体の証紙と誤認して証紙を買い受けたとき。

(2)　納付すべき金額を超えて証紙を買い受けたとき。

(3)　証紙による納付の必要がないにもかかわらず証紙を買い受けたとき。

(4)　その他、真にやむを得ない事由があると市長が認めるとき。

第16条第３項を削る。

別記様式第１号中

「会 計 室 長　　印
印刷監視者　職　員　　印
印刷監視者　職　員　　印　　を
※押印又はサイン」

「会 計 室 長
印　　に改め、同様式を様式第１号の２と
※押印又はサイン」

し、同様式の前に次の１様式を加える。

様式第１号

収入証紙印刷調製検査報告書兼引渡書

種別／区分	5円	10円	20円	30円	40円	50円	100円	500円	1,000円	5,000円	10,000円	計
完全なもの	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
不完全なもの	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚

印刷調製された収入証紙について、種別、枚数等検査した結果、上記の通り相違ありません。

年　月　日
（検 査 員）　　氏　　名

会 計 室 長　　様

上記収入証紙を引き渡します。

年　月　日
会 計 室 長　　氏　　名

福岡市会計管理者　　様

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市障がい児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第50号

福岡市障がい児通所給付費等の支給に関する規則の一部を改正する規則

福岡市障がい児通所給付費等の支給に関する規則（平成24年福岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第３条中「通所給付決定の申請」の次に「（特例障害児通所給付費に係るものを除く。）」を加え、「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費（以下この条において「障害児通所給付費等」という。）に係るもの（満６歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（以下「就学前の児童」という。）に係るものに限る。）並びに」を削り、「、障害児通所給付費等」を「、障害児通所給付費に係るもの（満６歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（以下「就学前の児童」という。）に係るものに限る。）にあっては市長、障害児通所給付費」に改め、「（様式第１号）」を削る。

第４条第１項中「（様式第２号）」を削り、同条第２項中「（様式第３号）」及び「（様式第４号）」を削る。

第５条第１項中「（様式第５号）」及び「（様式第６号）」を削り、同条第２項中「（様式第７号）」を削る。

第６条第１項中「様式第８号」を「様式第１号」に、「様式第９号」を「様式第２号」に改め、同条第２項中「様式第10号」を「様式第３号」に、「様式第11号」を「様式第４号」に改める。

第７条第１項中「（様式第12号）」を削り、同条第２項中「（様式第13号）」を削る。

第８条第１項中「（様式第14号）」を削り、同条第２項中「（様式第14号の２）」を削る。

第９条中「（様式第15号）」を削る。

第10条第１項中「（様式第16号）」を削り、同条第２項中「（様式第16号の２）」を削る。

第10条の２中「（様式第16号の３）」を削る。

第10条の３中「（様式第16号の４）」を削る。

第11条中「（様式第17号）」を削る。

第12条中「（様式第18号）」を削る。

第14条第１項中「（様式第19号）」を削る。

第15条中「（様式第20号）」を削る。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の１条を加える。

（申請書等の様式）

第16条　この規則の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第７号までを削り、様式第８号を様式第１号とし、様式第９号を様式第２号とし、様式第10号を様式第３号とし、様式第11号を様式第４号とし、様式第12号から様式第20号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の福岡市障がい児通所給付費等の支給に関する規則別記様式第１号から様式第７号まで及び様式第12号から様式第20号までの規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第51号

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市障がい児支援事業者等の指定等に関する規則（平成18年福岡市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第21条の５の19第１項」を「第21条の５の20第３項」に、「第24条の13」を「第24条の13第３項」に改め、同条第２項中「第21条の５の19第２項」を「第21条の５の20第４項」に、「第35条第７項」を「第35条第11項」に改める。

第５条中「第21条の５の23第１項」を「第21条の５の24第１項」に改める。

第６条中「第21条の５の24」を「第21条の５の25」に改める。

第７条第１項中「第21条の５の25第２項」を「第21条の５の26第２項」に改め、同条第２項中「第21条の５の25第３項」を「第21条の５の26第３項」に改める。

別記様式第１号中「㊞」を削る。

別記様式第４号を次のように改める。

様式第4号

障がい児通所支援・入所支援変更届出書

年　月　日

（宛先）福岡市長

所在地
事業者　名称
（施設の設置者）代表者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を変更した事業所（施設）		名称	
		所在地	
		サービスの種類	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所（施設）の名称	（変更前）	
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）		
3	申請者（設置者）の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名		
6	登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）		
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	（変更後）	
9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
11	主たる対象者		
12	運営規程		
13	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容		
変更年月日		年　月　日	

備考 1　該当項目番号に○を付してください。
2　変更内容がわかる書類を添付してください。
3　変更の日から10日以内に届け出てください。
4　障がい児（入所・給付）費の請求に関する事項の変更については、原則として毎月15日までに届出された場合には翌月の1日を、16日以降に届け出された場合には、翌々月の1日を変更年月日として記入して下さい。

別記様式第5号中「㊞」を削り、「の廃止・休止をしましたので、次のとおり届け出ます。
の廃止・休止の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
の再開をしましたので、次のとおり届け出ます。」を「の廃止・休止の承認を受けたいので、次のとおり申請します。
の再開をするので、次のとおり届け出ます。」に改め、同様式備考第2項を次のように改める。

２　再開の場合は、休止した事業を再開しようとする日の１月前までに届け出てください。

別記様式第６号中「㊞」を削る。

別記様式第９号中「㊞」を削り、「第21条の５の25第２項」を「第21条の５の26第２項」に、「第21条の５の25第４項」を「第21条の５の26第４項」に、「第21条の５の25（指定障害児通所支援事業者等」を「第21条の５の26（指定障害児通所支援事業者」に改める。

別記様式第10号中「㊞」を削る。

別記様式第11号中「㊞」及び「□医療型児童発達支援」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項及び第２項並びに第５条から第７条までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の福岡市障がい児施設の指定等に関する規則別記様式第１号、様式第４号から第６号まで及び様式第９号から様式第11号までの規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

博多港入港料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第52号

博多港入港料条例施行規則の一部を改正する規則

博多港入港料条例施行規則（昭和52年福岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第４号中「市長が博多港」を「博多港」に改め、「適当であると」の次に「市長が」を加え、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　博多港の脱炭素化に資するものとして減免を行うことが適当であると市長が認めた船舶　市長が必要と認めた額

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市営渡船条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第53号

福岡市営渡船条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市営渡船条例施行規則（昭和39年福岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「乗船券等（様式第１号の１から様式第13号まで）」を「当該利用に係る乗船券、特殊手荷物券、貨物券又は自動車航送券（以下「乗船券等」という。）」に改め、同条第２項中「（様式第14号の１及び様式第14号の２）」を削る。

第６条第１項中「（様式第15号）」を削り、同条第２項中「（様式第16号）」を削る。

第６条の２第１項中「（様式第17号）」を削る。

第９条第１項中「（様式第18号）」を削り、同条第２項中「（様式第19号）」及び「（様式第20号）」を削る。

第10条第１項中「（様式第21号）」を削り、同条第２項中「（様式第22号）」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の１条を加える。

（様式）

第12条　この規則の規定による乗船、申込み等に関し使用する乗船券、申込書等の様式については、市長が別に定める。

別表第２　１　貸切運賃の表きんいん３の項を削る。

別記様式第１号の１から様式第22号までを削る。

附　則

この規則中別表第２　１　貸切運賃の表きんいん３の項を削る改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和６年４月１日から施行する。

福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第54号

福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市自転車駐車場条例施行規則（昭和60年福岡市規則第93号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項中「もの」の次に「（近接する他の有料自転車駐車場に常駐する管理人により一体的に管理されているものを含む。以下同じ。）」を加える。

別表第１　１　東区の表名島駅自転車駐車場の部東区名島四丁目の項を削る。

別表第１　２　博多区の表雑餉隈駅前自転車駐車場の項及び雑餉隈駅南自転車駐車場の項を削り、同表博多駅路上自転車駐車場の項中「博多駅前二丁目、博多駅前三丁目、博多駅東一丁目」を「博多駅前四丁目」に改める。

別表第１　３　中央区の表天神中央公園自転車駐車場の項中「否」を「可」に改め、同表天神路上自転車駐車場の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１　２　博多区の表雑餉隈駅前自

転車駐車場の項及び雑餉隈駅南自転車駐車場の項を削る改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第55号

福岡市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

福岡市火薬類取締法施行細則（平成29年福岡市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「規定による」及び「（様式第１号）」を削り、同条第２号中「規定による」及び「（様式第２号）」を削る。

第５条の見出しを「（許可）」に改め、同条第１項中「の各号」を削り、「した」を「する」に、「それぞれ当該各号に定める許可書を当該申請者に交付するものとする」を「当該許可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する」に改め、同項第１号中「規定による」及び「火薬類製造営業許可書（様式第３号）」を削り、同項第２号中「規定による」及び「火薬類販売営業許可書（様式第４号）」を削り、同項第３号中「規定による」及び「火薬類製造施設等変更許可書（様式第５号）」を削り、同項第４号中「規定による」及び「火薬庫設置等許可書（様式第６号）」を削り、同項第５号中「規定による」及び「火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可書（様式第７号）」を削り、同項第６号中「規定による」及び「火薬類輸入許可書（様式第８号）」を削り、同項第７号中「規定による」及び「火薬類消費許可書（様式第９号）」を削り、同項第８号中「規定による」及び「火薬類廃棄許可書（様式第10号）」を削り、同条第２項中「規定による」を削り、「しなかった」を「しない」に改め、「（様式第11号）」を削る。

第６条の見出しを「（認可）」に改め、同条第１項中「の各号」を削り、「した」を「する」に、「それぞれ当該各号に定める認可書を当該申請者に交付するものとする」を「当該認可に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する」に改め、同項第１号中「規定による」及び「危害予防規程（変更）認可書（様式第12号）」を削り、同項第２号中「規定による」及び「保安教育計画（変更）認可書（様式第13号）」を削り、同条第２項中「しなかった」を「しない」に改め、「（様式第14号）」を削る。

第７条中「第15条第１項及び第２項の規定による」を「第15条第１項本文及び第２項本文の」に、「第35条第１項の規定による」を「第35条第１項本文の」に改め、「（様式第15号）」を削る。

第８条第１号中「（様式第16号）」を削り、同条第２号中「（様式第17号）」を削り、同条第３号中「（様式第18号）」を削り、同条第４号中「（様式第19号）」を削り、同条第５号中「（様式第20号）」を削り、同条第６号中「（様式第21号）」を削り、同条第７号

中「（様式第22号）」を削る。

第９条第１号中「（様式第23号）」を削り、同条第２号中「（様式第24号）」を削り、同条第３号中「（様式第25号）」を削り、同条第４号中「（様式第26号）」を削り、同条第５号中「（様式第27号）」を削り、同条第６号中「（様式第28号）」を削り、同条第７号中「（様式第29号）」を削る。

第10条第１項中「（様式第30号）」を削り、同条第２項を次のように改める。

２　市長は、前項の指示をするときは、当該指示に係る申請書に所要事項を記載して申請者に返付する。

第10条第３項中「場合には」を「場合に該当するときは」に改め、同項第１号中「（様式第32号）」を削り、同項第２号中「（様式第33号）」を削る。

第11条第１項中「（様式第34号）」を削り、同条第２項中「（様式第35号）」を削り、同条第３項中「の規定による場合又は」を「に規定する場合に該当するとき、又は」に改め、「（様式第36号）」を削る。

第12条中「（様式第37号）」を削る。

第13条中「規定による」を「身分を示す」に、「第２条第１項に定める立入検査証をもってこれに充てる」を「別記様式第１号によるものとする」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の１条を加える。

（許可書等の様式）

第14条　この規則の規定による許可、認可等に関し作成する許可書、認可書等の様式については、市長が別に定める。

別記様式第１号から様式第37号までを削る。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

訓　　令

福岡市訓令第４号

特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成３年福岡市達甲第６号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から施行する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

別表第１市民局男女共同参画部の項の前に次のように加える。

市民局生活安全部	消費生活センター	全職員	4	38時間45分	A	午前８時45分から午後５時30分まで	勤務時間の途中において１時間を与える。	４週間を通じ８日とする。	
					B	午前９時15分から午後６時まで			

別表第１市民局人権部の部地域施策課の項を次のように改める。

地域施策課	人権のまちづくり館館長	4	38時間45分	A	午前8時45分から午後5時30分まで	勤務時間の途中において1時間を与える。	日曜日及び4週を通じ4の日曜日以外の日とする。	
				B	午前9時15分から午後6時まで			
				C	午前9時45分から午後6時30分まで			
				D	午前10時15分から午後7時まで			
				E	午前10時45分から午後7時30分まで			
				F	午前11時15分から午後8時まで			
				G	午前11時45分から午後8時30分まで			
				H	午後零時15分から午後9時まで			
				I	午後零時45分から午後9時30分まで			
				J	午後1時15分から午後10時まで			
	人権のまちづくり館の職員（館長を除く。）	4	38時間45分	A	午前9時から午後5時30分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	日曜日及び4週を通じ4の日曜日以外の日とする。	
				B	午後零時45分から午後9時15分まで			
				C	午後1時30分から午後10時まで			

別表第1こども未来局こども総合相談センターの部こども相談企画課の項を次のように改める。

こども相談企画課	総合相談係の職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日	
				B	午前9時15分から午後6時まで			
				C	午前11時15分から午後8時まで	勤務時間の途中において1時間を与える。		
				D	午後1時15分から午後10時まで			

別表第1こども未来局こども総合相談センターの部こども支援第1課の項を次のように改める。

こども支援第1課	支援第1係、支援第2係及び支援第3係（東区役所、博多区役所及び早良区役所の保健福祉センター子育て支援課を兼任する職員を除く。）、里親係、自立支援係並びに心理相談係の職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日	
				B	午前9時15分から午後6時まで			
				C	午前11時15分から午後8時まで	勤務時間の途中において1時間を与える。		
				D	午後1時15分から午後10時まで			

別表第１こども未来局こども総合相談センターの部こども支援第２課の款支援第１係、支援第２係及び心理相談係（中央区役所、南区役所、城南区役所及び西区役所の保健福祉センター子育て支援課を兼任する職員を除く。）並びに心理・思春期相談係の職員の項を次のように改める。

支援第１係及び支援第２係（中央区役所、南区役所、城南区役所及び西区役所の保健福祉センター子育て支援課を兼任する職員を除く。）、心理相談係（中央区役所、城南区役所の保健福祉センター子育て支援課を兼任する職員を除く。）並びに心理・思春期相談係の職員	4	38時間45分	A	午前８時45分から午後５時30分まで	正午から午後１時まで	日曜日及び土曜日	
			B	午前９時15分から午後６時まで			
			C	午前11時15分から午後８時まで	勤務時間の途中において１時間を与える。		
			D	午後１時15分から午後10時まで			

別表第１こども未来局こども総合相談センターの部こども緊急支援課の項を次のように改める。

こども緊急支援課	こども緊急支援係の職員	4	38時間45分	A	午前８時45分から午後５時30分まで	正午から午後１時まで	日曜日及び土曜日	
				B	午前９時15分から午後６時まで			
				C	午前11時15分から午後８時まで	勤務時間の途中において１時間を与える。		
				D	午後１時15分から午後10時まで			

別表第１環境局施設部の部施設課の項を削る。

別表第１環境局施設部の部クリーンパーク・東部の項を次のように改める。

埋立管理事務所	所長	4	38時間45分		午前８時15分から午後５時まで	勤務時間の途中において１時間を与える。	日曜日及び土曜日	
	環境業務員	4	38時間45分	A	午前８時から午後４時30分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	日曜日及び４週間を通じ４の日曜日以外の日とする。	勤務を命じる。
				B	午前８時15分から午後４時45分まで			
	その他の職員	4	38時間45分	A	午前８時から午後４時45分まで	勤務時間の途中において１時間を与える。	日曜日及び４週間を通じ４の日曜日以外の日とする。	勤務を命じる。
				B	午前８時15分から午後５時まで			

別表第１南区役所地域整備部及び西区役所地域整備部の項を削る。

別表第2市長室広報戦略室の項の前に次のように加える。

市長室	秘書課	全職員	4	38時間45分	A	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日	
					B	午前8時15分から午後5時まで			
					C	午前8時45分から午後5時30分まで			
					D	午前9時15分から午後6時まで			

別表第2経済観光文化局総務・中小企業部の項及び区役所の地域整備部（博多区役所及び中央区役所を除く。）の項を削り、同表博多区役所地域整備部及び中央区役所地域整備部の項を次のように改める。

博多区役所地域整備部	地域整備課	道路下水道維持係の職員	4	38時間45分	A	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後2時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日	
					B	午前8時45分から午後5時30分まで			
	管理調整課	全職員	4	38時間45分	A	午前8時45分から午後5時30分まで	午前11時から午後2時までの間に1時間を与える。	日曜日及び土曜日	
					B	午前9時15分から午後6時まで			

別表第2その他の項中「及び保護第3課」を「、保護第3課及び支援調整課」に、「、雇用啓発係及び人材企画係」を「及び就労支援係」に改める。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています